第百五十五条の二十二第五項第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「第百十三条の二第十九項」を「第百十三条の二第十七項」に、「第百十三条の二第二十項」を「第百十三条の二第十八項」に改め、同項第六号中「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「第十六項」を「第十四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十四項中「確定申告書」とあるのは、「連結確定申告書」と読み替えるものとする。

第百五十五条の二十五第一号中「、同法第六十八条の十第二項若しくは第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に改め、「、同法第六十八条の十二第二項、第三項若しくは第五項（事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」を削り、「相当する部分の金額」を「相当する金額」に改め、同条第二号中「、同法第六十八条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）」を削り、「第六十八条の十の二第五項」を「第六十八条の十第五項」に改め、「、同法第六十八条の十二第七項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額）」を削る。

第百五十五条の二十七第一項中「百分の五十」を「百分の三十五」に改め、同条第四項中「第百四十二条の三第四項」を「第百四十二条の二第四項」に改め、同条第五項第一号中「第百四十二条の三第七項第一号及び第二号」を「第百四十二条の二第七項第一号及び第二号」に改める。

第百五十五条の二十八第一項中「（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）、同法第六十八条の十の二第五項」及び「、同法第六十八条の十二第七項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額）」を削り、同条第二項中「及び次条」を削り、同条第三項中「の三分の二に相当する金額」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該金額が当該連結事業年度の連結所得金額の百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額とする。

第百五十五条の二十八第三項各号を削り、同条第四項第一号イ中「国外事業所等」の下に「（第百四十二条第八項（控除限度額の計算）に規定する国外事業所等をいう。ロ及び次項第二号において同じ。）」を加える。

第百五十五条の二十九を次のように改める。

第百五十五条の二十九　削除

第百五十五条の三十第一号中「（前条の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額）」を削る。

第百五十五条の三十二第二項中「個別控除対象外国法人税の額」の下に「（法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）」を加え、同条第三項中「控除対象外国法人税の額」の下に「（法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）」を加える。

第百五十五条の三十四第六項第二号イ中「（第百四十二条の二（控除限度額の計算の特例）の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額）」を削る。

第百五十五条の四十八第一項中「第百五十一条の二第一号」を「第百五十二条第一号」に、「第百五十五条の四十七」を「第百五十五条の四十八」に改め、同条第二項及び第三項中「第百五十五条の四十八第一項」を「第百五十五条の四十九第一項」に改め、同条を第百五十五条の四十九とする。

第百五十五条の四十七中「第百五十一条から第百五十二条まで（所得税額等の還付手続等）」を「第百五十一条（所得税額等の還付の手続）及び第百五十二条（還付すべき所得税額等の充当の順序）」に、「第百五十一条の二」を「第百五十二条」に改め、「、第百五十二条中「第七十八条第一項」とあるのは「第八十一条の二十九第一項」と、「第六十八条及び第六十九条」とあるのは「第八十一条の十四及び第八十一条の十五」と」を削り、同条を第百五十五条の四十八とし、第二編第一章の二第三節中同条の前に次の一条を加える。

（仮決算をした場合の連結中間申告）

第百五十五条の四十七　法第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第百五十五条の六第一項第一号（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、第百五十五条の八第一項第一号（株式等に係る負債の利子の額）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、同号イ中「損金経理」とあるのは「決算において費用又は損失として経理すること」と、第百五十五条の十四（特定公益信託の要件等）、第百五十五条の十九第十項（みなし連結欠損金額の帰属連結事業年度等）、第百五十五条の二十第七項（連結欠損金額のうちないものとされる連結欠損金個別帰属額に相当する金額）及び第百五十五条の二十二第七項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」とする。

第百七十四条第一項第二号及び第三項中「第百五十五条の四十八」を「第百五十五条の四十九」に改め、同条第四項中「第百五十一条の二」を「第百五十二条」に、「第百五十五条の四十七」を「第百五十五条の四十八」に、「第百五十五条の四十八」を「第百五十五条の四十九」に改める。

第百八十八条第一項第十九号を同項第二十号とし、同項第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）　法第五十七条第十一項第一号及び第五十八条第六項第一号に掲げる普通法人のうち資本又は出資を有しないものには、保険業法第二条第十項（定義）に規定する外国相互会社は、含まれないものとする。

第百八十八条第八項の表第九十六条第二項第一号イ（貸倒引当金勘定への繰入限度額）の項中「第九十六条第二項第一号イ（貸倒引当金勘定への繰入限度額）」を「第九十六条第六項第一号イ」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第九十六条第二項第一号ロの項中「第九十六条第二項第一号ロ」を「第九十六条第六項第一号ロ」に改め、同表第八十一条第二号（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の取崩し）及び第九十条第三号（保険差益等に係る特別勘定の金額の取崩し）の項の次に次のように加える。

第九十六条第四項（貸倒引当金勘定への繰入限度額）	とする	並びに保険業法第二条第七項（定義）に規定する外国保険会社等及び同法第二百十九条第一項（免許）に規定する引受社員（同法第二百二十三条第一項（供託）に規定する免許特定法人の社員に限る。）とする

第三編第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節　申告及び還付

第百九十一条の見出しを削り、同条中「第二編第一章第三節第四款」を「第二編第一章第三節第一款及び第四款」に、「還付」を「申告及び還付」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十四条の十第六項の表の改正規定、第十四条の十一第二項第二号及び第三項第十二号の改正規定、第四十八条第一項の改正規定、第四十八条の二第一項の改正規定、第五十五条第四項の改正規定、第七十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項第十号の三に係る部分を除く。）、第七十七条の二第一項の改正規定、第九十六条の改正規定、第九十七条の改正規定、第百十八条の改正規定、第百十二条の改正規定、第百十三条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、第百十六条の二の改正規定、第百十六条の三の改正規定、第百十七